

事業承継資金

事業承継支援貸付

この資金の特徴

- ☑ 事業承継を行う方向けの資金です。事業承継後2年未満の方までお使いいただけます。
- ☑ 議決権株式等(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下「法」という。)第12条第1項第1号又は同項第2号の認定を受けている場合に限り)や土地の取得資金も対象となります。

次のような方におすすめです

- 事業承継を行う方、法第12条第1項第1号又は同項第2号の認定を埼玉県知事から受けている方。

融資条件

| | | 設備資金 | 運転資金 |
|-------------------|----------|---|-----------------------------|
| 限度額 | | 1億円 | 1億円 |
| 設備・運転併用の場合は、合計1億円 | | | |
| 利率 | 5年超10年以内 | 年1.3%以内 | 令和4年10月1日現在の利率です。 (固定金利) |
| | 3年超 5年以内 | 年1.2%以内 | |
| | 1年超 3年以内 | 年1.1%以内 | |
| 期間・償還方法 | | 1年超10年以内 据置2年以内 元金均等月賦償還 | 1年超7年以内 据置1年以内 元金均等月賦償還 |
| 担保 | | 取扱金融機関及び信用保証協会との協議により定める | |
| 保証人 | | 個人:原則として不要 法人:原則として代表者以外の連帯保証人は不要。対象者要件②イ:不要 | |
| 信用保証 | | 付する(保証料 年0.45%~1.64%以内) | |

資金使途

| 区分 | 設備資金 | 運転資金 |
|------------|---|---|
| 裏面の融資対象者1ア | 承継する事業の実施に必要な設備資金(承継する事業の実施に不可欠な更地ではない土地を含む。) | 承継する事業の実施に必要な運転資金 |
| 裏面の融資対象者1イ | 認定を受けた議決権株式等又は事業用資産等(土地及び申込時において設置済みの設備を含む。) | 法第12条第1項第1号イ又は第2号イの認定を受けた事由のため必要なもの(ただし、次の(ア)~(ウ)を除く。) (ア)相続税又は贈与税の納税資金 (イ)他の共同相続人に対して負担する債務の返済資金 (ウ)遺留分の減殺を受けた場合に事業用資産等の返還義務を免れるための価格弁償資金 |

ただし、区分1のアについては、次の資金使途は融資対象になりません。

- × 借入金の返済、納税に充てる資金、転貸資金
- × 住宅、株式、乗用車の取得資金
- × 法令に違反する設備及び県外に設置する設備のための資金
- × 申込者以外が使用する設備のための資金
- × 設置済み又は支払済みの設備のための資金



融資については取扱金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、申込要件を満たしてもご希望に添えない場合があります。

融資対象者

事業承継資金・事業承継支援貸付は次の全てに該当する中小企業者(個人、会社、NPO法人等)を対象としています。

1 次のア、イのどちらかに該当する。(イについてはNPO法人は対象外)

ア次の(ア)～(エ)のいずれかに該当する者

(ア) 親族内承継(3親等内の承継に限る。以下同じ)又は役員・従業員承継により、代表者を交代しようとする法人又は代表者が交代してから2年未満の法人

(イ) 親族内承継又は役員・従業員承継により、個人(被承継者)から事業の引継を受けてから2年未満の者

(ウ) 経営者の後継者が不在の法人(被承継者)からM&A(株式譲渡、事業譲渡等をいう。)により事業の譲渡を受けようとする法人又は事業の譲渡を受けてから2年未満の法人

(エ) 後継者不在の個人(被承継者)から事業の譲渡を受けようとする者又は事業の譲渡を受けてから2年未満の者

イ次の(ア)、(イ)のいずれかに該当する者 ☞ 所管:埼玉県産業支援課

(ア) 法第12条第1項第1号イ若しくはロの認定を受けた会社又は同項第2号の認定を受けた個人

(イ) 法第12条第1項第1号ハの認定^(※1)を受けた会社であって、保証協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされており、かつ、保証協会への申込日において返済緩和している借入金がないもの

※1 法認定及び保証協会への保証申込時点において、一定の財務要件を満たす必要があります。

2 信用保証対象業種^(※2)を営んでいる。

※2 一般にいう商工業者のほとんどが対象となります。

ただし、原則として農林漁業、金融業、学校法人、宗教法人等は対象となりません。

3 申込みの日以前1年以上引き続き県内に事業所を有し、同一事業を営んでいる。

(県外から移転し、申込日において県内のみに事業所を有している場合については、県外での実績を含めて1年以上引き続き同一事業を営んでいること。)ただし、要件1①イ～エの承継者については、県内で客観的に事業に着手していると認められる場合はこの限りでない。

4 納期が到来している場合は、事業税等を滞納していない。

5 事業に必要な許認可等を取得している。等

(要件1ア(イ)～(エ)の被承継者についても上記1以外の要件を満たしている必要があります)

申込みにあたっての必要書類

| 申込みに必要な書類 | | 備考 |
|------------------------|---------|---|
| 埼玉県中小企業制度融資申込書(県所定様式1) | | ・受付機関にて配布 |
| 事業税の納税証明書等(★) | | ・個人事業税の課税対象とならない事業を営んでいる個人は、県民税及び市町村民税の納税証明書等 |
| 最新2期分の確定申告書(決算書)の写し(★) | | ・2期目の確定申告又は決算が終了していない場合は1期分で可 |
| 許可書・登録書等の写し(★) | | ・必要な業種の場合 |
| 特約書(ひな形:県所定様式28) | | ・融資実行に先立ち取扱金融機関に提出 |
| 見積書の写し等(設備資金の場合) | | ・見積書、カタログ等の資金使途が分かる資料 |
| 本資金の利用に係る必要書類 | 要件1アの場合 | ・事業承継計画書(事業承継支援資金用)(県所定様式10)、事業承継に係る同意書(県所定様式11) ・事業承継に係る契約書の写し(3親等内の親族間における承継及び法人の代表者交代の場合は不要) ・法人の被承継者の登記事項証明書又は商業登記簿謄本の写し(会社設立からの経緯が全て分かるもの) ・被承継者に係る★の書類 |
| | 要件1イの場合 | ・法による認定書・認定申請書・認定申請の提出書類の写し 保証協会所定の財務要件等確認書(要件②イの場合) |
| 【信用保証協会必要書類】 | | ・印鑑証明書、登記事項証明書 等 |

※ 金融機関や保証協会の審査過程において、上記以外の書類が必要となる場合があります。

受付場所

事業所が所在する地区の商工会議所・商工会

取扱金融機関

銀行・信用金庫・信用組合・商工組合中央金庫
の、原則県内に所在する本支店

※日本政策金融公庫、ゆうちょ銀行、農業協同組合、労働金庫では取り扱いができません。

お問い合わせはこちらまで

- ・埼玉県産業労働部金融課企画・制度融資担当
電話：048-830-3801・3803
さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁本庁舎5階
- ・事業所が所在する地区の商工会議所・商工会



詳細につきましては、県金融課ホームページ
をご覧ください。 [埼玉県制度融資](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/)で検索
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/>